

第5次播磨町総合計画後期基本計画及び 第3期播磨町総合戦略 策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

第5次播磨町総合計画後期基本計画及び第3期播磨町総合戦略策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「第5次播磨町総合計画前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）期間が令和7年度（2025年度）をもって終了することから、前期基本計画の進捗状況等の調査・分析を行い、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画期間とする「第5次播磨町総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定するとともに、前期基本計画の戦略プロジェクトとして位置づけられた「第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「現総合戦略」という。）についても同様に計画期間が終了することから、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するため、新たな「第3期播磨町総合戦略」（以下「次期総合戦略」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年（2026年）3月25日まで

4 計画の概要

「後期基本計画及び次期総合戦略」（以下「次期計画」という。）の構造及び計画期間は、次のとおりとする。

(1) 後期基本計画

基本計画は、基本構想実現のための施策の方針と具体的な施策を体系的に示すものをいう。前期基本計画の進捗状況を踏まえた上で、後期基本計画については、地方創生に関する施策を「重点施策」と位置付け、次期総合戦略としての機能を果たすものとして策定する。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 次期総合戦略

総合戦略は、基本計画を人口政策の面からその方向性や目標を明らかにするものをいう。現総合戦略の進捗状況を踏まえた上で、次期総合戦略については、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略におけるデジタルの力を活用し地方の社会課題解決や魅力向上の観点を取り入れたものとして策定する。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

5 策定体制（予定）

令和6年度（2024年度）に次の組織を設置する。

- (1) 長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）
審議会は外部委員で構成する。
- (2) 総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
策定委員会は庁内で構成する。

6 業務の内容

次期計画策定に向け、概ね次の業務を行うものとする。なお、ここに示す業務内容は、次期計画の策定に最低限必要な事項を示したものであり、受託事業者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

- (1) 令和6年度（2024年度）に実施する業務

① 人口分析及び人口ビジョンの修正

次期総合戦略の策定の基礎となる人口ビジョンについては、平成27年度に策定後、令和元年度に一度改定して以降は改訂がされていないことから、国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来人口推計に基づいた分析を行い、それらを踏まえた同ビジョンを必要に応じて修正を行う。

② 前期基本計画及び現総合戦略の施策の効果検証及び総括支援

前期基本計画及び現総合戦略の現時点における達成状況や施策の課題等を明らかにし、統括として効果検証を行う。また、統括結果は、審議会及び策定委員会に諮り、次期計画の礎とすることから、総括結果を分かりやすく報告書にまとめるものとする。

③ 基礎調査の実施

本町を取り巻く社会情勢の調査、各種データの収集・分析等を行い、施策検討のための基礎資料を整理する。

ア 社会経済情勢の動向調査

国際情勢及び国内の社会・経済等に関する各種データを収集・分析し、本町を取り巻く社会・経済情勢のトレンドを整理する。特に、新型コロナウイルス感染症による影響や今後の見通し等については、項目を設定するなどして詳細な分析を行う。

イ 関連計画及び個別計画等の調査

本町の関連計画及び個別計画、国や県等の関連計画、先進事例等を調査・分析し、次期計画策定に影響する内容等について整理する。

ウ 本町における現状と課題の整理

次期計画における「今後のまちづくりの方向性」や「具体的な施策」等の検討に資するため、町が提供する各種資料や本町の基礎的データ（人口動態、産業・経済活動、都市基盤、教育、財政等の各分野の状況）を整理し、図やグラフ等で分かりやすく表示するとともに、データから見る本町の強み・弱み、特性等を分析する。

④ アンケートによる住民意識調査についての支援

令和3年度から令和6年度までに本町が実施した住民満足度調査の結果を分析し、その分析結果を報告書にとりまとめるとともに、次期計画の内容に反映する。

(2) 令和7年度(2025年度)に実施する業務

① 後期基本計画案の策定支援

前年度に実施した前期基本計画の効果検証、基礎調査及びアンケートの結果を基に後期基本計画の素案を作成する。

また、後期基本計画期間における重点施策や計画策定に当たっての基本的な方向性を整理する際の助言を行う。

② 次期総合戦略の各指標の提案及び進捗管理方法

次期総合戦略の推進に当たり、各種施策を効果的かつ効率的に実行するための成果指標、KPI等の設定に関する提案を行う。

また、進捗管理方法については、町職員において毎年容易かつ確実に数値を知りうるものを提案するとともに、審議会及び策定委員会等における実質的な検証を可能とするものを提案することとする。

③ パブリックコメントの実施

次期計画の後期基本計画案及び次期総合戦略案について、令和7年(2025年)12月議会上に上程予定であり、令和7年(2025年)10月末までにパブリックコメントを実施する必要があり、これに係る関連資料等の作成支援、意見のとりまとめを行い、パブリックコメント結果の次期計画への反映を検討し提案を行う。

④ 計画書のデザイン支援及び印刷

次期計画書及びその概要版について、文章等の校正を支援するとともに、住民が一目で分かりやすいもの、職員が活用しやすいものとなるよう、読みやすさや見やすさに十分留意し、適宜図表やイラスト、写真等を用いたデザイン及びレイアウトの提案を行う。

⑤ 次期計画の進捗管理

次期計画策定後の進捗管理について、次期計画を最大限に活用するために実施計画の構築支援を行う。

(3) 令和6年度(2024年度)・7年度(2025年度)にわたって適宜実施する業務

① 審議会の運営支援(令和6年度1回、令和7年度3回の開催を想定)

- ・ 審議会の運営支援・会議資料の作成に向けた助言
- ・ 審議会への同席
- ・ 議事録の作成(議事録は発言要旨をまとめたもの)

② 策定委員会の運営支援

- ・ 策定委員会(令和6年度1回、令和7年度3回の開催を想定)

7 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

8 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、町と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。

9 資料の貸与

町が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

10 成果品の提出

- (1) 令和7年（2025年）3月24日までに納品するもの
 - ・住民意識調査報告書
 - ・各原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）
- (2) 令和8年（2026年）3月16日までに納品するもの
 - ・次期計画書本編及び概要版
（本編：120ページ程度 500部、概要版：8ページ程度 500部）
 - ・各原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）
※なお、電子データはワードやエクセルなどの加工可能なデータとする。

11 成果品の帰属

本業務における成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて町に帰属するものとする。なお、町の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。

12 納品場所

本業務の成果品の納入先は、播磨町企画課とする。

13 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、業務上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。
- (3) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、仕様書に定めるもののほか業務遂行上必要となる事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

- (4) 調査検討に係る各種報告、資料等の提出依頼があった場合には、町の提示する時期までに円滑に対応すること。